

地震災害への備え

問合せ先

防災危機管理課 (☎ 76 - 1171)

地震、風水害等の災害についての認識を深め、それらの災害に対する心構えを準備するため、毎年9月1日は**防災の日**となっています。

9月1日の由来は、今からちょうど100年前の1923(大正12)年9月1日に発生した関東大震災で、「関東大震災の教訓を忘れない」という戒めと、この時期に多い台風への心構えという趣旨で制定されました。

また、現在では防災の日を含む一週間を防災週間としています。

この日を機会に今一度、家族で避難所の場所を確認しておく、連絡手段を確保しておく、備蓄品を確認しておくなどの災害に対しての備えをしておきましょう。

日ごろからの備えが肝心！

災害用備蓄品を用意しましょう

いざというとき、支援が届くまで「自らの力で生き延びること」が重要です。日ごろから食料・飲料・日用品などを**備蓄**しましょう。

□ 食料

缶詰やレトルト食品だけでなく、アレルギー食などそれぞれの事情に合った食料品を一週間分以上用意しておきましょう。

□ 飲料

一人一日
3リットルが目安です。



日用品

- 懐中電灯・予備の電池
- 携帯ラジオ
- 貴重品
- 救急医療品
- 燃料、工具
- 防寒具



医療器具など、特殊なものは災害時に入手が難しくなります。
例：メガネ、入れ歯、生理用品、ベビー用品、介護用品など

耐震診断を受けましょう

旧耐震基準で建てられた木造の建物は、現在の耐震基準を満たしておらず、大きな地震では倒壊してしまう危険性が非常に高くなります。わが家の**耐震性を診断**し、必要な耐震補強などを行い、大きな地震に備えましょう。

問合せ先 建築課 (☎ 76 - 1142)

STEP1

無料耐震診断を受ける

対象 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

申込み 申請書(建築課、東部・味岡・北里の各市民センター、ホームページに用意)を提出



詳しくはこちら▶



と診断されたら...



STEP2

耐震改修など、必要な工事を行う

- 耐震改修補助(限度額 100万円)
- 除却工事費補助(限度額 20万円)
- 耐震シェルター等設置費補助(限度額 30万円)

いずれも建築課への事前相談が必要です。

ブロック塀も危険！

- 民間建築物ブロック塀等撤去費補助(限度額 20万円)

補助の一覧はこちら▼



参加しよう！

総合防災訓練

今年度の総合防災訓練は、地域協議会、自主防災会などと連携して開催します。(雨天時は規模を縮小して開催)

大地震の発生による災害を想定し、主会場ではグラウンドで消火訓練などの実践訓練、体育館などで避難所運営訓練を実施するほか、展示体験ブース、消防署救助隊による救助演練を予定しています。

また、同時開催会場では避難所運営訓練などを実施します。見学希望の方は、ぜひお近くの訓練会場にお越しください。

日時 10/29(日) 9:00～

場所 【主会場】桃陵中学校(桃ヶ丘小学校区、陶小学校区、大城小学校区住民が参加)

【同時開催会場】桃ヶ丘小学校、陶小学校、大城小学校を除く市内13小学校

※篠岡小学校区は篠岡中学校で実施



地震時の心得 10カ条

- ①枕元に避難グッズ(厚手の靴下やスリッパ、懐中電灯など)を準備しておく。
- ②足元に注意。割れた窓や照明器具の破片に気を付ける。
- ③運転中に地震が起きたら、路肩に停車して、連絡先を見えるところに貼り、徒歩で避難する。
- ④スーパーやデパートでは、ショーケースなどの割れやすいものから離れる。
- ⑤海岸では、津波などの発生を想定して、安全な高台や避難地を目指す。
- ⑥狭い路地やブロック塀に注意。ブロック塀や自動販売機は転倒の恐れがある。
- ⑦地域ぐるみで協力し合って応急救援の体制を構築する。
- ⑧山崩れ、がけ崩れに注意。居住地の自然環境を把握して二次災害防止の心がけを。
- ⑨マイカーでの避難は危険なうえ緊急車両の障害になりえるため、避難は徒歩で行う。
- ⑩正しい情報を聞く。間違った情報に惑わされず、的確な行動をする。

登録しよう！

防災メール

市では、次の情報をメール配信しています。情報収集に活用できますので、ぜひご登録ください。

- 市からの緊急情報(災害対策本部の設置や避難所開設、避難指示、被害の状況など)
- 警報情報(特別警報、大雨・洪水・暴風警報の情報)
- 地震情報
- 土砂災害情報(地域限定)
- 河川氾濫情報(地域限定)

登録方法①

QRコードを読み取り、登録する。



登録方法②

[t-komaki@sg-p.jp]へ空メールを送り、メールに従い登録する。

やってみよう！

シェイクアウト訓練



シェイクアウト訓練とは、地震の揺れから自分の命を守るためのトレーニングです。

※総合防災訓練では、いすに座った姿勢で頭を守る、または机の下にもぐる訓練を行う予定です。

活用しよう!

防災ガイドブック

防災ガイドブックは各家庭に配布されています。また、防災危機管理課や各市民センターで配布しているほか、ホームページにも掲載しています。

日ごろからの備えについてまとめていますので、ぜひご利用ください。



▲ダウンロードはこちら



被害を受けてしまったら…

自然災害（地震、風水害など）や火災などの災害による被害を受けた被災者の生活再建支援のための制度を一覧表にまとめました。詳細は、各担当課までお問い合わせください。

項目	適用条件	担当課	問合せ先
市民税・県民税の所得控除、市民税・県民税の減免	震災、風水害、火災その他これに類する災害	市民税課	76-1182
固定資産税の減免		資産税課	76-1177
罹災証明書の交付		火災：予防課	76-0223
		火災以外：資産税課	76-1177
災害見舞金、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付		福祉総務課	76-1196
被災者生活再建支援金の支給	自然災害		
介護給付費等の利用者負担額の減免	災害などにより住宅・家財に甚大な損害を受けた場合	介護保険課	76-1197
介護保険料の減免・執行猶予			
家庭で保育ができない場合の保育所入所	家屋の損害およびその近隣地域内の災害の復旧にあたっている場合 ※保育園の受付状況による	幼児教育・保育課	76-1130
児童扶養手当の受給	災害などにより住宅・家財に甚大な損害を受けた場合	こども政策課	76-1129
児童クラブの利用	保護者が災害復旧にあたっているなど、児童の保育に欠ける場合 ※加入手続きが必要		
消毒液の散布	床下浸水のあった住居で、自ら消毒液の散布ができない場合 ※消毒効果の都合上、作業は晴れの日のみ	保健センター	75-6471
国民健康保険税の減免	災害などにより住宅・家財に甚大な損害を受けた場合	保険医療課	76-1123
国民健康保険の保険診療にかかる一部負担金の免除	震災、風水害、火災その他これに類する災害		
国民年金保険料の免除	災害などにより住宅・家財に甚大な損害を受けた場合	市民窓口課	76-1124
後期高齢者医療保険料の減免	震災、風水害、火災その他これに類する災害	保険医療課	76-1128
後期高齢者医療の保険診療にかかる一部負担金の免除			
し尿汲み取り料の補助	災害により雨水が便槽に入った場合または半壊以上の被害を受けた住宅などに附属する便槽の場合	ごみ政策課	76-1187
廃棄物処理手数料の減免	震災、風水害、火災その他これに類する災害	小牧岩倉エコルセンター	79-1211
公募によらない市営住宅への入居	災害により住宅が滅失した場合（入居は原則1カ月間）	建築課	76-1143
水道事業・新加入者負担金の徴収猶予	災害により分担金の納付が困難な場合	上下水道業務課	79-1314
下水道事業受益者負担金の徴収猶予	家屋・資産の損壊などにより負担金の納付が困難な場合	上下水道業務課	79-1407
図書館資料の弁償免責	火災、地震、水害などの災害によるき損	図書館	73-9951
生活福祉資金の貸付	被災した低所得世帯	社会福祉協議会	77-0123
日常生活品の支給	被災による生活用品の損失または不足		
障がい福祉サービスにかかる利用者負担額の減免	災害などにより住宅・家財に甚大な損害を受けた場合 ※対象のサービスなどはお問い合わせください。	障がい福祉課	76-1127
障がい者の方への手当にかかる支給制限の緩和	災害により一定の損害を受けた場合		